

政府の方針における読書等に関する記述

1. 経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ（抜粋） ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

令和4年6月7日 閣議決定

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組（11・12ページより）

(1) 民間による社会的価値の創造（PPP／PFIの活用等による官民連携の推進）
民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用するPPP／PFIについて、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、新たなアクションプランに基づき、取組を抜本的に強化する。

～中略～

デジタル田園都市国家構想の推進力として活用し、地域交流の場である公園・公民館等の身近な施設への新しい活用モデルを形成するとともに、地域プラットフォームの全都道府県での設置促進、優先的検討規程の策定・運用支援、事業効果の見える化・情報発信等により、案件形成を強力に促進する。民間の創意工夫の一層の発揮に向け、提案者へのインセンティブ付与等民間提案制度の強化等に取り組む。

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進（35ページより）

多様な子供たちの特性や少子化など地域の実情等を踏まえ、誰一人取り残さず、可能性を最大限に引き出す学びを通じ、個人と社会全体の Well-being の向上を目指す。

～中略～

学びの基盤的な環境整備を進める。非認知能力の育成に向け、幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上、豊かな感性や創造性を育む文化芸術、スポーツ、自然等の体験や読書活動を推進する。ICTも効果的に活用し、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応、特異な才能への対応や特別支援教育の充実、国内同等の学びの環境整備及びその特色をいかした教育の推進等の在外教育施設の機能強化を図るとともに、公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。新しい時代の学びを実現する教育環境を整備しつつ、組織的・実践的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全を推進する。

2. デジタル田園都市国家構想基本方針（抜粋）

令和4年6月7日 閣議決定

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

【地域コミュニティ機能の維持・強化】（15ページより）

地方の魅力を高める上で、温かみのある良質な地域コミュニティづくりも重要な要素である。人口減少や高齢化等により地域の担い手が不足することに伴い、地域コミュニティの活力が失われ、感染症や災害の発生時や土地の管理に活かされていた地域の経済・社会のバックアップ機能が失われつつある。郵便局などの既存施設の行政サービス窓口としての活用や、デジタルの活用による地域の高齢者の見守り、スマートフォン等を介した交流の場の提供、デジタルの活用による適正な国土利用・管理や、公民館・図書館などの社会教育施設の活用促進等、多様な組織や主体がデジタル技術も活用して連携し、地域コミュニティの補完的な取組を進め、安心して暮らせる地域をつくる。また、デジタルの力を活用して地域の共助の取組など目に見えない価値を拾い上げ、キャッシュレスのデジタル地域通貨として流通させることにより、地域コミュニティの活性化に取り組む地域も存在する。また、シェアリングエコノミーの考え方に基づく取組を進めることにより、地域資源の有効活用を図ることが可能になる。こうした取組を横展開することにより、限られたリソースの中で地域の結びつきをより強めることが可能となる。

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

(1) 地域の特色を活かした分野横断的な支援

～中略～

(d)社会教育を基盤とした地域活性化（123ページより）

・公民館・図書館などの社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。

（文部科学省総合教育政策局地域学習推進課）

・公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する。

（文部科学省総合教育政策局地域学習推進課）

(6) 多様な主体が参加する地方活性化

③地域コミュニティの維持・強化 (125・126ページより)

(c)公民館・図書館などの社会教育施設を拠点とした地域コミュニティの維持

・公民館・図書館などの社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。【再掲】 (文部科学省総合教育政策局地域学習推進課)

・公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する。【再掲】

(文部科学省総合教育政策局地域学習推進課)

4.誰一人取り残されないための取組

(2) デジタル活用に不安のある人への支援

(b)高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進 (158ページより)

・公民館・図書館などの社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。【再掲】

(文部科学省総合教育政策局地域学習推進課)